

株 主 各 位

名古屋市昭和区高辻町6番8号
株式会社ATグループ
代表取締役社長 山口真史

第111回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第111回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代え、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年6月24日（木曜日）午後5時50分までに到着するよう、ご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|---------|---|
| 1. 日 時 | 2021年6月25日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 名古屋市昭和区高辻町6番8号 当社本社 北館3階ホール |
| 3. 目的事項 | |
| 報告事項 | 1. 第111期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第111期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 |

決 議 事 項

- | | |
|-------|------------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役14名選任の件 |

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類および添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.at-group.jp/ir/soukai.html>）に掲載させていただきます。

事業報告

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

① 業績の概要

当連結会計年度における日本経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を大きく受け、政府による「緊急事態宣言」の発令による事業活動の自粛を余儀なくされるなど極めて厳しい状況に陥り、一部に個人消費の持ち直しの動きがみられたものの、予断を許さない不透明な状況が続きました。

当社グループの主力事業である国内自動車販売につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて市場が急激に縮小し、下期に入ってから回復傾向がみられたものの、上期の減少分を取り戻せず、通期の国内新車販売台数(含軽)は約466万台(前期比7.6%減)、当社グループの主要な市場である愛知県におきましても約36万台(前期比8.3%減)と減少いたしました。

こうした厳しい環境のなか、当社グループにおきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を最小限にとどめるべく、お客さまをはじめ社員やその家族、お取引先さまなどの感染予防につとめるとともに、オンラインの活用などコロナ禍での非接触型営業活動の推進や、固定費の削減など、さまざまな対策に取り組んでまいりました。そのほか、人材育成や働き方改革への取り組み、環境対応やコンプライアンスの徹底などのCSR活動を一層強化いたしました。また、グループ傘下のトヨタ系4販社(愛知トヨタ自動車株式会社、トヨタカローラ愛豊株式会社、ネッツトヨタ愛知株式会社、ネッツトヨタ東海株式会社)の2023年4月を目途とした統合につきましても、準備を進めてまいりました。

設備投資につきましては、BCP(事業継続計画)や環境への配慮も踏まえつつ、店舗のリニューアル、リロケーションなどを進めた一方で、新しい顧客層の獲得や多様な顧客ニーズへの対応のため、トヨタ系4販社が保有する中古車在庫をひとつのサイトで検索できる「ATグループ合同中古車サイト」の開設や、オンラインの利便性とリアル店舗の強みを融合させた「認定中古車オートタウン高辻店」にキッズスペースやカフェを併設した新たな複合施設「AUTOTOWN LAB(オートタウンラボ)」を愛知トヨタ自動車株式会社がオープンするなど、新しいタイプの店舗へのトライアル等も実施いたしました。

販売面におきましては、自動車販売では、2020年5月より実施された「トヨタ全チャンネル・全車種併売化」を契機に、より幅広いお客さまに向けて商品・サービスをご提供するとともに、新規取り扱い車種や人気モデル等の販売促進につとめた結果、新型車のヤリスやライズ等に加え、併売化により加わったアルファード、ハリアーなどが販売に寄与いたしました。新型コロナウイルス感染症の影響による需要の低迷により、当社グループの新車販売台数（含軽）は、87,673台（前期比2.4%減）と減販となりました。自動車販売以外でも、フォークリフト等の産業用車両や住宅、レンタカー、カーリースなどさまざまな商品・サービスをご提供するとともに、営業力の強化やサービス技術の向上に取り組んでまいりました。なお、新車販売台数（含軽）の会社別内訳は次のとおりであります。

会 社 名	販売台数(台)	前期比増減(台)	前期比増減(%)
愛知トヨタ自動車株式会社	33,476	1,019	3.1
トヨタカローラ愛豊株式会社	20,715	△2,186	△9.5
ネットトヨタ愛知株式会社	11,287	△426	△3.6
ネットトヨタ東海株式会社	10,523	△349	△3.2
愛知スズキ販売株式会社	11,672	△183	△1.5
合 計	87,673	△2,125	△2.4

これら自動車販売に、住宅や情報システムも加えた当社グループの連結業績といたしましては、売上高は3,959億7百万円（前期比2.2%減）、利益面では売上総利益は797億42百万円（前期比0.3%減）となりましたが、営業利益は106億63百万円（前期比36.1%増）、経常利益は134億96百万円（前期比22.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は93億69百万円（前期比31.0%増）と増益となりました。

② 事業セグメント別の業績

<自動車関連事業>

自動車関連事業につきましては、新車・中古車・サービス等も含め売上高は3,658億97百万円（前期比2.5%減）、営業利益は108億45百万円（前期比34.8%増）となりました。なお、自動車関連事業の売上高の商品別内訳は次のとおりであります。

区 分	売上高(百万円)	構成比(%)	前期比増減(%)
新 車	213,757	58.4	0.5
中 古 車	42,253	11.5	△7.0
サ ー ビ ス	45,816	12.5	△4.3
リ ー ス ・ レ ン タ ル	24,562	6.8	△6.8
そ の 他	39,507	10.8	△7.8
合 計	365,897	100.0	△2.5

<住宅関連事業>

住宅関連事業につきましては、住宅販売戸数が611戸（前期比12.3%減）と減少し、売上高は212億33百万円（前期比10.4%減）となりましたが、販売費が減少したことなどから、営業利益は4億7百万円（前期比183.8%増）となりました。

<情報システム関連事業>

情報システム関連事業につきましては、トヨタ関連のソフト売上の増加や自治体向けの機器売上の増加などにより、売上高は87億33百万円（前期比50.3%増）、営業利益は8億35百万円（前期比30.8%増）となりました。

③ 期末配当等について

当社は、株主の皆さまへの利益還元はもとより重要な経営課題のひとつととらえ、長期安定的な配当継続をその基本とし、連結業績・財政状態および配当性向等を総合的に勘案するとともに、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、配当を実施していきたいと考えております。当連結会計年度におきましては、アルファード、ハリアーなどの販売増により新車販売単価が上昇したほか、グループ全体で一層のコスト削減にも取り組んだことなどにより、当初予想を上回る実績となりました。それらを総合的に勘案した結果、2021年5月13日開催の取締役会におきまして、2020年11月12日に公表いたしました期末配当予想から15円増配し、1株につき普通配当35円を期末配当とし、2021年6月11日を支払開始日とさせていただくことを決定いたしました。

これにより期末配当の総額は、1,175,491,030円となります。また、中間配当を含めた当連結会計年度の年間配当は、1株につき45円となります。

なお、繰越利益剰余金から別途積立金へ1,000,000,000円を振替え、内部留保の充実をはかることもあわせて決定いたしましたので、ご報告させていただきます。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は104億30百万円であり、そのうち完成した主要設備などは次のとおりであります。

① 当社

本社地区（名古屋市昭和区）の土地・建物の購入

② 愛知トヨタ自動車株式会社

AUTOTOWN LAB（オートタウンラボ）（名古屋市昭和区）の新築
猿投店（愛知県豊田市）の全面改築

③ トヨタカローラ愛豊株式会社

城北店（名古屋市北区）の移転新築

④ トヨタL&F中部株式会社

白金オフィス（名古屋市昭和区）の全面改築

(3) 資金調達状況

当連結会計年度中には、社債および新株式発行による資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

当社の子会社であるネッツトヨタ愛知株式会社プラザ豊橋（愛知県豊橋市）におきまして、2020年12月に愛知運輸支局（国土交通省 中部運輸局）により実施された上記店舗への監査の結果、指定自動車整備事業に関して道路運送車両法に違反する事実が判明し、2021年3月30日付で行政処分を受けました。本件につきまして、お客さまをはじめ株主の皆さま、お取引先さまに多大なるご迷惑とご心配をおかけすることになりましたことを深くお詫び申し上げます。

当社といたしましては、本件を真摯に受け止め、同社をはじめすべての子会社に対し、コンプライアンスならびにガバナンスの強化を今まで以上に徹底してまいりますとともに、お客さまの安全・安心を最優先とした体制の構築・風土の醸成に全力で取り組んでまいります。

今後の日本経済の見通しにつきましては、人口減少や超高齢化社会の進行による労働力不足等の問題に加え、新型コロナウイルス感染症の収束が見えないなか、依然として厳しい状況が続くものと考えられます。政府による中小企業向けの経済対策や雇用・所得対策などの効果が期待される一方で、海外と国内経済双方の不透明感により、輸出や個人消費を中心に景気は弱い動きが続くことも懸念されます。

そうしたなか、国内自動車販売業界は、技術革新やITなどを駆使した輸送に係る新しい商品・サービスが登場してきており、「2050年までにカーボンニュートラルを実現する」という政府の取り組みとあわせて、大きな転換期にあります。トヨタ系ディーラーにつきましても、2020年5月に「全チャンネル・全車種併売化」がスタートし、ビジネスチャンスが拡大する一方で競争も激化し、当社グループを取り巻く環境は急速に変化していくものと考えております。

当社グループといたしましては、このような環境変化をチャンスととらえ、デジタル化への対応を強化し、お客さまや社会のニーズに対応した商品・サービスをご提供してまいります。また、人材育成にも一層力を注ぎ、働き方改革の推進やコンプライアンスの徹底とともに、社会貢献活動や「SDGs（持続可能な開発目標）」の取り組みも積極的に推進してまいります。

グループ傘下のトヨタ系4社社の2023年4月を目途とした統合につきましては、引き続き準備を進めてまいります。そしてお客さまやお取引先さまへの「感謝」の気持ちを忘れることなく、当社の前身である「日の出モーターズ」の時代から受け継がれている地域に密着した営業活動をさらに進め、ステークホルダーの皆さまに貢献していくなかで、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、グループ一丸となって取り組んでまいります。

(5) 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	第108期 (2017年度)	第109期 (2018年度)	第110期 (2019年度)	第111期 (当連結会計年度) (2020年度)
売上高(百万円)	404,177	428,339	404,797	395,907
経常利益(百万円)	12,605	13,026	11,002	13,496
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	8,580	8,010	7,154	9,369
1株当たり当期純利益(円)	255.47	238.51	213.03	278.98
総資産(百万円)	370,641	387,206	394,861	423,246

(注) 『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を第109期から適用しており、第108期の総資産の金額につきましては、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

(6) 主要な事業内容

事業セグメント	事業の内容
自動車関連事業	新車販売、自動車部品・用品の販売、中古車販売、自動車の整備・修理、自動車のリース・レンタル、産業車両等の販売・修理、車両輸送
住宅関連事業	住宅の販売・施工、建築工事・営繕
情報システム関連事業	情報処理・システム開発、システム機器等の販売
その他の事業	割賦・リース契約保証・集金代行、機器等のリース

(注) 主に愛知県下におきまして事業を行っております。

(7) 主要な事業所

会 社 名	主 要 な 事 業 所
当 社	本社(名古屋市昭和区)
愛知トヨタ自動車株式会社	本社・高辻店(名古屋市昭和区)、他90事業所
トヨタカローラ愛豊株式会社	本社・高辻店(名古屋市昭和区)、他63事業所
ネッツトヨタ愛知株式会社	本社・高辻店(名古屋市昭和区)、他31事業所
ネッツトヨタ東海株式会社	本社・呼続店(名古屋市南区)、他19事業所
トヨタL&F中部株式会社	本社(名古屋市昭和区)、他35事業所
株式会社トヨタレンタリース愛知	本社(名古屋市昭和区)、他67事業所
愛知スズキ販売株式会社	本社・高辻店(名古屋市昭和区)、他15事業所
株 式 会 社 ア ト コ	本社・高辻店(名古屋市昭和区)、他17事業所
愛知クレジットサービス株式会社	本社(名古屋市昭和区)
トヨタ情報システム愛知株式会社	日進本社(愛知県日進市)、 名古屋事業所(名古屋市昭和区)
トヨタホーム愛知株式会社	本社(名古屋市東区)、他20事業所
株 式 会 社 A T ビ ジ ネ ス	本社(名古屋市昭和区)、他4事業所

(8) 従業員の状況

区 分	従業員数(名)	前期末比増減(名)	平均年齢(歳)
企 業 集 団 全 体	6,646	+52	39.0

(注) 上記従業員数には、臨時従業員数を含んでおりません。

(9) 重要な子会社の状況および特定完全子会社に関する事項

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金 (百万円)	議決権比率 (%)	主 要 な 事 業 内 容
愛知トヨタ自動車株式会社	100	100.0	自動車販売業、他
トヨタカローラ愛豊株式会社	100	100.0	自動車販売業、他
ネットトヨタ愛知株式会社	50	100.0	自動車販売業、他
ネットトヨタ東海株式会社	100	100.0	自動車販売業、他
トヨタL&F中部株式会社	40	100.0	産業車両・物流機器販売業、他
株式会社トヨタレンタリース愛知	50	100.0	自動車賃貸業、他
愛知スズキ販売株式会社	40	100.0	自動車販売業、他
株 式 会 社 ア ト コ	55	100.0	車両輸送業、砥油販売業、他
愛知クレジットサービス株式会社	80	100.0	割賦・リース契約保証、リース業、他
トヨタ情報システム愛知株式会社	60	100.0	情報システムサービス業、他
トヨタホーム愛知株式会社	50	100.0	建築工事業、他
株式会社A T ビジネス	100	100.0	グループ各社の間接業務の受託、他

- (注) 1. 上記子会社は、すべて完全子会社であります。
2. 愛知トヨタ自動車株式会社は2021年3月9日に減資を行い、資本金を5億円から1億円に変更しております。
3. トヨタカローラ愛豊株式会社は2021年3月9日に減資を行い、資本金を3億10百万円から1億円に変更しております。

② 特定完全子会社に関する事項

イ 特定完全子会社の名称および住所

愛知トヨタ自動車株式会社

名古屋市昭和区高辻町6番8号

ロ 当社および完全子会社における特定完全子会社の株式の当事業年度の末日における帳簿価額の合計額

51,718百万円

ハ 当社の当事業年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額

232,694百万円

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額 (百万円)
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	26,599
株 式 会 社 名 古 屋 銀 行	5,100
株 式 会 社 愛 知 銀 行	5,000
株 式 会 社 十 六 銀 行	4,600
株 式 会 社 百 五 銀 行	4,600

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 77,497,000株

(2) 発行済株式の総数 35,171,051株
(自己株式1,585,593株を含みます。)

(3) 株主数 2,834名
(前期末比 +280名)

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持株数(株)	持株比率(%)
名古屋友豊株式会社	2,973,440	8.85
東京海上日動火災保険株式会社	2,168,167	6.46
三井住友海上火災保険株式会社	1,793,203	5.34
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	1,793,203	5.34
A T G グ ル ー プ 社 員 持 株 会	1,512,643	4.50
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,200,000	3.57
ビービーエイチフォーファイデリティロープライズドストックファンド (プリンシパル オール セクター サポートフォリオ)	1,073,341	3.20
山 口 真 史	1,021,232	3.04
ビービーエイチ ファイデリティ ピューリタン ファイデリティ シリーズ イントリニシツク オポチュニティズ ファンド	1,000,000	2.98
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	832,427	2.48

- (注) 1. 当社は、自己株式1,585,593株を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。
2. 持株比率につきましては、自己株式を控除して算出しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役に関する事項

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	山 口 真 史	愛知トヨタ自動車株式会社 代表取締役会長 株式会社A Tビジネス 代表取締役会長 株式会社アトリウム 代表取締役社長 名古屋友豊株式会社 代表取締役社長
代表取締役副社長	山 本 大 志	愛知クレジットサービス株式会社 代表取締役社長
代表取締役専務	福 和 良 夫	PMO (Project Management Office) 担当
専務取締役	森 田 貢	経理部・総務部担当
常務取締役	武 内 優	監査部・CSR推進部・秘書室担当
取 締 役	川 上 博	
取 締 役	古 角 保	株式会社三菱UFJ銀行 顧問 東邦瓦斯株式会社 社外監査役 オークマ株式会社 社外監査役 中部日本放送株式会社 社外監査役
取 締 役	石 井 克 政	
取 締 役	赤 尾 嘉 彦	愛知トヨタ自動車株式会社 代表取締役社長
取 締 役	寺 町 一 憲	トヨタカローラ愛豊株式会社 代表取締役社長
取 締 役	平 光 順 二	ネッツトヨタ愛知株式会社 代表取締役社長
取 締 役	大 森 治	ネッツトヨタ東海株式会社 代表取締役社長
取 締 役	佐 藤 達 男	トヨタL & F 中部株式会社 代表取締役社長
取 締 役	中 村 栄 治	株式会社A Tビジネス 代表取締役社長
常 勤 監 査 役	加 藤 善 郎	
監 査 役	奥 村 哲 司	弁護士 株式会社ショクブン 社外取締役
監 査 役	小 川 薫	公認会計士 仰星監査法人 パートナー 株式会社ジャパン・ティッシュ・エンジニアリング 社外監査役
監 査 役	水 谷 久 満	

- (注) 1. 2020年6月25日開催の第110回定時株主総会において、森田 貢および赤尾嘉彦の両氏が新たに取締役に、加藤善郎および小川 薫の両氏が新たに監査役に選任され、同日付でそれぞれ就任いたしました。
2. 2020年6月25日開催の第110回定時株主総会終結の時をもって、専務取締役加藤善郎、常勤監査役森田 貢および監査役井元明正の3氏は、任期満了により退任いたしました。
3. 2020年6月25日開催の取締役会において、常務取締役福和良夫氏が代表取締役専務に、取締役森田 貢氏が専務取締役に、取締役武内 優氏が常務取締役にそれぞれ新たに選定され、同日付でそれぞれ就任いたしました。
4. 2020年6月25日開催の監査役会において、監査役加藤善郎氏が新たに常勤監査役に選定され、同日付で就任いたしました。
5. 取締役のうち、川上 博、古角 保および石井克政の3氏は、社外取締役であります。なお、3氏を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 取締役川上 博氏は、グローバルな企業の経営に携わられ、幅広い経験と高い識見を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 取締役古角 保氏は、金融機関における長年の経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
8. 取締役石井克政氏は、グローバルな企業の経営に携わられ、幅広い経験と高い識見を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
9. 取締役古角 保氏が兼職している株式会社三菱UFJ銀行は当社株式の3.57%を保有する大株主であります。なお、同行は当社の主要取引銀行であります。同行を除く同氏が兼職している他の法人等と当社との間には、重要な関係はありません。
10. 監査役のうち、奥村哲司および小川 薫の両氏は、社外監査役であります。なお、小川 薫氏を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
11. 監査役奥村哲司氏は、弁護士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
12. 監査役小川 薫氏は、公認会計士として長年の経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
13. 監査役奥村哲司氏が兼職している他の法人等と当社との間には、重要な関係はありません。
14. 監査役小川 薫氏が兼職している他の法人等と当社との間には、重要な関係はありません。

15. 執行役員の陣容は、次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
※ 副社長執行役員	山 本 大 志	
※ 専務執行役員	福 和 良 夫	PMO (Project Management Office) 担当
※ 専務執行役員	森 田 貢	経理部・総務部担当
※ 常務執行役員	武 内 優	監査部・CSR推進部・秘書室担当
執 行 役 員	澤 井 英 樹	デジタル戦略部長
執 行 役 員	伊 藤 政 典	経営企画部長
執 行 役 員	福 岡 好 秀	人事企画部長
執 行 役 員	宇都宮 隆	戦略企画部長

(注) ※印の執行役員は、取締役を兼務しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および監査役全員との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は当社およびすべての子会社の役員等の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為(不作為を含みます。)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用が填補されることとなります。

(4) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針(以下、決定方針という。)を定めており、その概要は、当社の取締役の報酬等は、企業価値の持続的な向上をはかるインセンティブとして十分に機能するよう、個々の取締役の報酬等の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。基本報酬は、月例の固定報酬のみとし、地位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

なお、決定方針は、取締役会において決議しております。

当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該決定方針に沿うものである理由は、当社の業績に照らして妥当であると判断したからであります。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2018年6月27日開催の第108回定時株主総会において年額3億500万円以内(うち社外取締役分は500万円以内)と決議しております(使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。)。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は14名(うち社外取締役は3名)です。

監査役の金銭報酬の額は、1994年6月29日開催の第84回定時株主総会において年額500万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長山口真史が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

その権限の内容は、各取締役の地位および担当部門の業績等を踏まえて行うことであります。

権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当部門の評価を行うには、代表取締役が最も適していると判断されるからであります。

④ 取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の員数 (名)
		固	定 報 酬	
取締役 (うち社外取締役)	170 (14)	170 (14)		15 (3)
監査役 (うち社外監査役)	33 (13)	33 (13)		6 (4)

(注) 上記のほか社外役員が当社会社から当事業年度の役員として受けた報酬額は1百万円であります。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

重要な兼職先と当社との関係につきましては12頁から13頁に記載のとおりであります。

② 当事業年度における主な活動状況

イ 取締役会等への出席状況および発言状況

地 位	氏 名	出席状況および発言状況
取 締 役	川 上 博	当事業年度開催の取締役会 5 回中 5 回に出席し、グローバルな企業における長年の経験と専門的な見地からの発言を適宜行っております。
取 締 役	古 角 保	当事業年度開催の取締役会 5 回中 5 回に出席し、金融機関における長年の経験と専門的な見地からの発言を適宜行っております。
取 締 役	石 井 克 政	当事業年度開催の取締役会 5 回中 5 回に出席し、グローバルな企業における長年の経験と専門的な見地からの発言を適宜行っております。
監 査 役	奥 村 哲 司	当事業年度開催の取締役会 5 回中 5 回、当事業年度開催の監査役会 6 回中 6 回に出席し、主に弁護士としての専門的な見地からの発言を適宜行っております。
監 査 役	小 川 薫	当事業年度開催の取締役会 4 回中 4 回、当事業年度開催の監査役会 4 回中 4 回に出席し、主に公認会計士としての専門的な見地からの発言を適宜行っております。

(注) 監査役小川 薫氏につきましては、2020年6月25日就任後の状況を記載しております。

ロ 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

氏 名	活動状況
川 上 博	業務執行者から独立した客観的な立場で会社経営の監督を実施しており、経営に関する助言も適宜行っております。
古 角 保	業務執行者から独立した客観的な立場で会社経営の監督を実施しており、経営に関する助言も適宜行っております。
石 井 克 政	業務執行者から独立した客観的な立場で会社経営の監督を実施しており、経営に関する助言も適宜行っております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額
33百万円
- ② 公認会計士法第2条第1項の業務以外に係る報酬等の額
1百万円
- ③ 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
82百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、上記金額には金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を含めて記載しております。また、上記以外に前事業年度に係る追加報酬が4百万円あります。
2. 当社監査役会は、監査項目別監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の状況を確認し、当事業年度の監査時間および報酬額の見積り等の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である収益認識に関する会計基準等対応の助言・指導等に対し、対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要)

2006年5月19日開催の当社取締役会におきまして、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するための体制の整備の基本方針について決議し、その後、2008年11月12日および2016年2月10日に改定いたしております。その内容は次のとおりであります。

(1) 業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、グループにおける業務の適正を確保するために、当社へのグループ会社からの報告体制を確立し、グループ会社に対する経営管理体制を整備します。
 - イ グループの経営戦略や各種基本方針等をグループ会社に示します。
 - ロ グループ会社による事業戦略、事業計画等の決定は、当社への事前報告承認を必要とするものとし、実施状況等を当社へ報告するものとしします。
- ② 当社は、グループの財務に関する基本方針・会計方針を定め、連結財務状態やグループ各社の財務状態等を把握するとともに、ステークホルダーに対する承認・報告手続等を適正に実施するための体制を整備します。

(2) 職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、グループのコンプライアンスを統轄する部署を設置し、グループ全体のコンプライアンス体制を整備します。
 - イ グループ各社の取締役および使用人が、事業活動のあらゆる局面においてコンプライアンスを最優先するよう周知徹底をはかります。
 - ロ グループ各社の取締役および使用人が遵守すべき法令・社内規程等に関する研修を実施し、コンプライアンスの周知徹底をはかります。
 - ハ グループ各社で法令・社内規程等に対する違反が生じた場合の報告ルールを定めるとともに、当社に不正・不祥事に関する専用のグループ内部通報窓口を設置し、その利用についての周知徹底をはかります。
 - ニ 当社およびグループ各社は、内部通報者ならびに報告者が不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制を整備します。
- ② 当社は、グループの情報セキュリティ管理に関する基本方針を定め、情報セキュリティ管理体制を整備します。
- ③ 当社は、グループとしての反社会的勢力等への対応に関する基本方針を定め、反社会的勢力等との関係を遮断し、不当要求等に対する拒絶等について、弁護士や警察等とも連携して毅然とした姿勢で組織的に対応します。
- ④ 当社は、グループの内部監査をする部署を設置し、グループ全体で実効性のある内部監査体制を整備します。

(3) リスク管理に関する体制

- ① 当社は、リスク管理に関する規程を定めるとともに、グループのリスク管理を統轄する部署を設置し、グループ全体のリスク管理体制を整備します。
 - イ グループ各社の業態やリスクの特性等に応じた適切なリスク管理を会社ごとに実施します。
 - ロ A T G リスク管理委員会を設置し、グループ各社のリスクに関する管理状況の評価および改善についての審議を行うとともに、リスクの低減を実施します。

- ② 当社は、大規模災害等の発生に備え、『A Tグループ事業継続基本方針』を定めるとともに、BCP（事業継続計画）を整備します。

(4)職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社およびグループ各社は、効率的な業務執行を実現するために、業務の分担や職務の権限等に関する規程を整備し、適切な組織体制を構築します。
- ② 当社は、A T G内部統制委員会を設置し、グループ全体の内部統制システムの整備について、方針・施策等の策定および実施状況の評価ならびに改善に関する審議を行い推進します。
- ③ 当社は、グループ全体のI T統制に関する基本方針を定め、推進するために必要な体制を整備します。

(5)取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社およびグループ各社は、重要な会議の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要な文書（電磁的記録を含む。）について、社内規程等に従い適切に保存および管理を行います。

(6)監査役の職務を補助すべき使用人および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 当社は、監査役の職務を補助するため、監査役会直属の監査役室を設置します。監査役室には、監査役の職務を補助するために必要な知識と能力を備えた使用人を配置します。
- ② 監査役室に配置された監査役の補助使用人は、監査役の命を受けた補助業務を行い、その業務を遂行するために必要な情報の収集を行います。
- ③ 監査役の補助使用人の人事異動、人事評価等については、人事担当取締役は、監査役会と事前に協議して行います。なお、監査役会は、当該協議を常勤監査役に委任することができるものとします。

(7)取締役および使用人の監査役あるいは監査役会への報告に関する体制

- ① 当社およびグループ各社の取締役ならびに使用人が監査役あるいは監査役会に報告する事項は、法令等の規定事項のほか、監査役会規則等の定めによるものとします。
- ② 当社またはグループ各社に著しい損害等を及ぼすような事実が発生した場合は、当社およびグループ各社の取締役ならびに使用人は、直ちに監査役あるいは監査役会に報告するものとします。
- ③ 上記各項に係る報告者が、不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制を整備します。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、取締役会に出席し必要に応じて意見を述べるとともに、常勤役員会をはじめ重要な会議等に出席し、意見を述べることができるものとします。
- ② 監査役は、重要な会議等の議事録や決裁書類等について、いつでも閲覧できるものとします。
- ③ 当社およびグループ各社の取締役ならびに使用人は、いつでも監査役あるいは監査役会の求めに応じて、業務の執行状況等について説明を行うものとします。
- ④ 内部監査を担当する部署は、監査役の監査に協力するとともに、監査役との連携を強化するものとします。
- ⑤ 当社およびグループ各社は、監査役の職務執行で生じる費用等について、監査役の職務執行に必要なでないことを証明した場合を除き、これを支払います。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

業務の適正を確保するための体制の運用状況は次のとおりであります。

- (1) 『A T G内部統制委員会』を3回開催し、内部統制の評価範囲の決定、内部統制監査計画の策定、内部統制監査結果の把握、内部統制報告書の作成などを行いました。
- (2) 『A T Gリスク管理委員会』を8回開催し、グループ全体のリスクの状況把握や不備事項の改善実施状況等を把握し、必要に応じて管理方針を決定し展開いたしました。
- (3) 『A T G代表者会議』を4回開催し、グループ各社の方針や業績の報告を受けるとともに、諸案件について情報共有や意見交換を実施いたしました。
- (4) 『A T G本部長会議（営業部会）』を2回開催し、グループ各社の営業方針の把握や情報共有をはかりました。
- (5) 『A T G本部長会議（管理部会）』を6回開催し、グループ各社の業績を把握するとともに、グループ全体で取り組む重要事項を展開いたしました。
- (6) 『A T G戦略検討委員会』、『5社長ミーティング』および『S S Sプロジェクトステアリングコミティ』において、グループ各社から上程された設備投資案件等について検討を加え、必要に応じて内容の変更等の指示を行いました。
- (7) 『取締役会規則』、『常勤役員会規則』および『職務権限規程』を改定し、グループ各社の投資計画に関する内部統制を強化いたしました。
- (8) 『取締役会』および『常勤役員会』において、グループ各社から上程された設備投資案や中期経営計画案について、グループ各社での決議・承認を行うことについて事前承認をいたしました。
- (9) 執行役員制度導入にともない、『取締役会規則』および『常勤役員会規則』を改定するとともに、『執行役員規程』を制定いたしました。
- (10) 『グループ合同防災訓練』を2回実施し、大規模災害等発生時の注意点などグループ全体で再確認を行いました。

- (11)反社会的勢力排除をグループ全体で推進するなかで、『反社会的勢力排除プロジェクトミーティング』を4回開催し、グループとして取り組むべき事項を確認し、展開いたしました。
- (12)『BCP（事業継続計画）』、『交通安全推進』に関する各計画書を改定し、グループ全体のリスク管理やコンプライアンス体制の見直しを行いました。
- (13)愛知スズキ販売株式会社全拠点、愛知クレジットサービス株式会社本社、株式会社アトコ本社および全拠点、株式会社トランサット本社および全拠点、ATグループ健康保険組合におきまして、環境マネジメントシステム『エコアクション21』の追加認証・登録を受けました。

6. 剰余金の配当等に関する方針

当社は、株主の皆さまへの利益還元はもとより重要な経営課題のひとつとらえ、長期安定的な配当継続をその基本とし、連結業績・財政状態および配当性向等を総合的に勘案するとともに、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、配当を実施していきたいと考えております。

内部留保につきましては、自動車販売業界が、主力商品のモデル変更や税制などの政策による業績変動の幅が大きい業態であることなどから、十分な資金確保が必要であり、これをもとに、今後も高い競争力を維持しつつ企業価値のさらなる向上を目指し、店舗等の設備投資や業務の効率化など、将来を見据えて有効投資してまいりたいと考えております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	201,344	流 動 負 債	133,740
現金及び預金	795	買 掛 金	25,199
受取手形及び売掛金	31,238	短 期 借 入 金	41,880
割 賦 売 掛 金	124,891	未 払 法 人 税 等	3,116
リ ー ス 投 資 資 産	11,416	賞 与 引 当 金	5,272
商 品	20,029	割 賦 利 益 繰 延	23,204
仕 掛 品	3,017	そ の 他	35,067
貯 蔵 品	1,143	固 定 負 債	66,388
そ の 他	9,084	長 期 借 入 金	18,800
貸 倒 引 当 金	△272	繰 延 税 金 負 債	15,271
固 定 資 産	221,902	退 職 給 付 に 係 る 負 債	27,396
有 形 固 定 資 産	143,931	負 の の れ ん	3,177
建物及び構築物	43,473	そ の 他	1,743
機械装置及び運搬具	8,044	負 債 合 計	200,129
貸 与 資 産	30,751	(純資産の部)	
土 地	56,377	株 主 資 本	188,025
そ の 他	5,284	資 本 金	2,917
無 形 固 定 資 産	1,317	資 本 剰 余 金	25,819
投 資 そ の 他 の 資 産	76,652	利 益 剰 余 金	163,322
投資有価証券	59,227	自 己 株 式	△4,034
繰 延 税 金 資 産	11,154	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	35,090
そ の 他	6,512	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	36,726
貸 倒 引 当 金	△242	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△1,636
資 産 合 計	423,246	純 資 産 合 計	223,116
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	423,246

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	395,907
売 上 原 価	336,005
割賦販売未実現利益戻入額	21,640
割賦販売未実現利益繰入額	23,204
手数料収入	21,404
売 上 総 利 益	79,742
販売費及び一般管理費	69,078
営 業 利 益	10,663
営 業 外 収 益	
受取利息及び配当金	1,922
負のれん償却額	529
その他の	979
	3,432
営 業 外 費 用	
支払利息	161
固定資産廃棄損	164
その他	274
	599
経 常 利 益	13,496
特 別 利 益	
関係会社株式交換益	160
	160
特 別 損 失	
固定資産廃棄損	39
減損損失	375
	414
税金等調整前当期純利益	13,242
法人税、住民税及び事業税	5,292
法人税等調整額	△1,419
	3,872
当 期 純 利 益	9,369
非支配株主に帰属する当期純利益	—
親会社株主に帰属する当期純利益	9,369

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2,917	25,819	154,960	△4,034	179,664
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動					
剰 余 金 の 配 当			△1,007		△1,007
親会社株主に帰属する当期純利益			9,369		9,369
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		△0		0	0
利益剰余金から資本剰余金への補てん		0	△0		—
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	—	△0	8,362	△0	8,361
当 期 末 残 高	2,917	25,819	163,322	△4,034	188,025

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当 期 首 残 高	26,876	△1,580	25,295	204,959
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動				
剰 余 金 の 配 当				△1,007
親会社株主に帰属する当期純利益				9,369
自己株式の取得				△0
自己株式の処分				0
利益剰余金から資本剰余金への補てん				—
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	9,850	△55	9,794	9,794
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	9,850	△55	9,794	18,156
当 期 末 残 高	36,726	△1,636	35,090	223,116

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数・・・12社

連結子会社の名称

愛知トヨタ自動車株式会社、トヨタカローラ愛豊株式会社、ネットトヨタ愛知株式会社、ネットトヨタ東海株式会社、トヨタL&F中部株式会社、株式会社トヨタレンタリース愛知、愛知スズキ販売株式会社、株式会社アトコ、トヨタホーム愛知株式会社、トヨタ情報システム愛知株式会社、愛知クレジットサービス株式会社、株式会社ATビジネス

(2) 非連結子会社の数・・・2社

非連結子会社の名称

株式会社アトリウム、株式会社トランサット

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数

該当事項はありません。

なお、前連結会計年度まで持分法適用の関連会社であったトヨタ部品愛知共販株式会社は、新会社トヨタモビリティパーツ株式会社（以下、「新会社」）に吸収合併されており、新会社に対する当社の持分比率が低下したため、当連結会計年度より持分法の適用範囲から除外しております。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社（株式会社アトリウム、株式会社トランサット）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

満期保有目的の債券・・・償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの・・・連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの・・・移動平均法による原価法

- ②たな卸資産・・・・・・・・主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
有形固定資産・・・・・・・・定率法
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については定額法
- (3) 重要な引当金の計上基準
貸倒引当金・・・・・・・・売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金・・・・・・・・従業員の賞与の支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。
- (4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- ①負ののれんの償却に関する事項
20年間で定額法により償却しております。
- ②ヘッジ会計の方法
金利スワップについては、特例処理の要件を充たしておりますので、特例処理を採用しております。
- ③退職給付に係る会計処理の方法
退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づく退職給付債務を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
- ④割賦販売に係る収益の計上基準
新車及び中古車の長期割賦販売（販売から最終の賦払金支払期日までの期間が2年以上のもの）に係る収益の計上は延払基準によっており、翌期以降の賦払金に対応する利益を割賦利益繰延として繰り延べております。
- ⑤ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準
リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

⑥完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準を適用し、その他の工事については工事完成基準を適用しております。なお、工事進行基準を適用する工事の進捗率の見積りは、原価比例法によっております。

⑦消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

なお、割賦売掛金に対応し回収まで納税義務の発生しないものは繰延消費税等として流動負債のその他に計上しております。

(表示方法の変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度から適用し、連結計算書類に(会計上の見積りに関する注記)を記載しております。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 固定資産の減損

(1) 当年度の連結計算書類に計上した額

666百万円(減損の兆候がある固定資産簿価)

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは、減損損失を認識するにあたり、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、事業用資産については各店舗単位とし、賃貸及び遊休資産については個別の物件単位ごとにグルーピングしております。

また、営業損益が2期連続で赤字となり、業績の悪化が認められる店舗等について、減損の兆候があると識別し、兆候に該当した資産又は資産グループについて、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額との比較により、減損損失を認識するかどうかの検討をしております。自動車関連事業のうち2店舗に兆候があると識別されましたが、割引前将来キャッシュ・フローの総額が、これらの帳簿価額を上回るため減損損失は認識しておりません。

上記の割引前将来キャッシュ・フローは、経営陣により承認された翌3年間の店舗毎の事業計画を基礎として算定しており、この事業計画は、新車・中古車の販売台数予測による売上高及び利益予測、サービス売上及び手数料収入の予測、人件費、販売費といった経費予測などの重要な仮定を用いております。また、事業計画を超える期間におけるキャッシュ・フローについては、特定車種のフルモデルチェンジ情報に注視し、各店舗の販売台数と営業利益に与える影響を過去の実績に基づき仮定し算定しております。

上記の仮定は経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、競争条件の悪化により主力モデルに想定外の販売の減少や販売価格の下落が生じた場合は、翌年度の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 退職給付に係る負債

(1) 当年度の連結計算書類に計上した額

27,396百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

退職給付に係る負債は、当連結会計年度末における見込額に基づく退職給付債務を計上しております。

退職給付債務は、数理計算上の仮定に基づいて算出されております。

これらの仮定には、割引率、予想昇給率、退職率、死亡率等の計算基礎を用いておりますが、その中で主なる変動要因は割引率であります。

当社グループにおいて用いている割引率は、国債の利回りに基づいて設定しております。具体的には2021年3月31日時点における、国債のうち満期までの期間が予想される将来の給付支払の時期までの期間と同じ銘柄の利回りを基礎としております。当連結会計年度の割引率は0.3%であります。

当社グループは、使用した数理計算上の仮定は適切なものと判断しておりますが、仮定自体の変更により退職給付に係る負債及び退職給付費用に重要な影響を与える可能性があります。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて)

2021年5月12日より、愛知県が政府による緊急事態宣言対象地域に再び加えられましたが、当社グループの主力事業である自動車関連事業・住宅関連事業・情報システム関連事業の店舗は営業時間短縮の対象に含まれておりません。また、これら主力事業の直近売上高は、いずれも前年度以前の水準に概ね回復しております。

このような状況を踏まえ、当社グループにおきましては、当連結会計年度末時点で入手可能な外部情報等を勘案し、新型コロナウイルス感染症拡大による重要な影響はないと判断しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保付債務

担保に供している資産

現金及び預金	7百万円
流動資産 その他	29百万円
土地	45百万円
投資有価証券	1,052百万円
投資その他の資産 その他	288百万円
合 計	1,423百万円

担保付債務

買掛金	2,117百万円
流動負債 その他	20百万円
合 計	2,138百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

136,972百万円

3. 保証債務

連結会社以外の会社等の金融機関等からの借入債務等に対し、債務保証を行っております。

一般顧客（リース契約に係る債務）	196百万円
一般顧客（住宅購入者のためのつなぎ融資等に係る債務）	1,542百万円
合 計	1,738百万円

(連結損益計算書に関する注記)

減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用 途	場 所	種 類	減 損 損 失 (百万円)
新車・中古車販売拠点 5事業所	愛知県知多郡他	建物等・土地	343
その他 1件	愛知県東海市	建物等	32

当社グループは、事業用資産は各事業所単位、賃貸資産及び遊休資産は個別の物件を最小単位としてグルーピングを行っております。

また、当該資産グループのうち、時価の下落あるいは事業活動における収益性が著しく低下した事業所及び閉鎖等の意思決定を行った事業所について、その帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額により測定しております。正味売却価額については不動産鑑定評価等により算定しております。使用価値については、将来キャッシュ・フローを4.9%の割引率で割り引いて算定しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末日における発行済株式の数 普通株式 35,171,051株
2. 配当に関する事項
 - (1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基 準 日	効力発生日
2020年5月26日 取締役会	普通株式	671百万円	20円	2020年 3月31日	2020年 6月11日
2020年11月12日 取締役会	普通株式	335百万円	10円	2020年 9月30日	2020年 12月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基 準 日	効力発生日
2021年5月13日 取締役会	普通株式	利益剰余金	1,175百万円	35円	2021年 3月31日	2021年 6月11日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループでは、全体の資金効率を高めるためにCMS (※) を導入し、必要資金については当社が銀行等金融機関から調達し、各社ごとの余剰資金と合わせてグループ全体で運用しております。資金調達は、主力である自動車関連事業を行うための運転資金及び設備投資資金が中心となっております。一時的な余資は短期的な預金等に限定して運用しております。

受取手形及び売掛金、割賦売掛金、リース投資資産に係る顧客の信用リスクは、与信管理を行うこと及び集金保証契約等を信販会社と締結することなどにより、また、長期借入金の金利変動リスクに対しては、固定金利での借入や金利スワップ取引により、支払利息の固定化を実施しております。

(※) CMS (キャッシュマネジメントシステム) とは、流動性資金の有効活用を図るグループ間の資金取引であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	795	795	—
(2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金(*1)	31,238 △15		
	31,222	31,222	—
(3) 割賦売掛金 貸倒引当金(*2) 割賦利益繰延(*2)	124,891 △150 △23,204		
	101,537	112,754	11,217
(4) リース投資資産 貸倒引当金(*1)	11,416 △102		
	11,313	11,196	△117
(5) 有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券(*3) その他有価証券	127 57,491	130 57,491	2 —
(6) 買掛金	25,199	25,199	—
(7) 短期借入金	31,880	31,880	—
(8) 未払法人税等	3,116	3,116	—
(9) 長期借入金(*4)	28,800	28,797	△2

(*1) 受取手形及び売掛金、リース投資資産においては、対応する貸倒引当金を控除しております。

(*2) 割賦売掛金においては、対応する貸倒引当金及び割賦利益繰延を控除しております。

(*3) 満期保有目的の債券には、連結貸借対照表の流動資産その他に含まれている有価証券（1年内償還予定の満期保有目的の債券）を含めて記載しております。

(*4) 長期借入金には、連結貸借対照表の短期借入金に含まれている1年内返済予定の長期借入金を含めて記載しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金及び預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

短期間で決済され、貸倒引当金が信用リスクを適切に考慮していると考え、当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した金額としております。

- (3) 割賦売掛金
将来キャッシュ・フローを市場金利等の指標で割り引いた現在価値により算定しております。また、貸倒引当金が信用リスクを適切に考慮していると考え、当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した金額としております。
- (4) リース投資資産
リース料債権の将来キャッシュ・フローを市場金利等の指標で割り引いた現在価値により算定しております。また、時価には見積残存価額の帳簿価額を含めて記載しております。さらに、貸倒引当金が信用リスクを適切に考慮していると考え、当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した金額としております。
- (5) 有価証券及び投資有価証券
時価については、取引所の価格等によっております。
- (6) 買掛金、(7) 短期借入金、(8) 未払法人税等
短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (9) 長期借入金
長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。
- (注2) 投資有価証券のうち、非上場株式（連結貸借対照表計上額1,637百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、連結貸借対照表計上額には、非連結子会社及び関連会社に対する株式502百万円を含めております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	6,643円24銭
2. 1株当たり当期純利益	278円98銭

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	89,873	流動負債	72,789
現金及び預金	8	短期借入金	62,317
営業未収入金	118	1年内返済予定の長期借入金	10,000
前払費用	37	未払金	188
関係会社短期貸付金	88,774	未払法人税等	152
その他	934	賞与引当金	70
固定資産	142,821	その他	60
有形固定資産	12,209	固定負債	31,456
建物	7,174	長期借入金	18,800
構築物	552	繰延税金負債	12,595
機械及び装置	61	その他	60
車両運搬具	49	負債合計	104,245
工具、器具及び備品	196	(純資産の部)	
土地	4,160	株主資本	93,355
建設仮勘定	13	資本金	2,917
無形固定資産	230	資本剰余金	25,820
投資その他の資産	130,381	資本準備金	25,819
投資有価証券	54,004	その他資本剰余金	0
関係会社株式	76,305	利益剰余金	66,376
その他	71	利益準備金	729
		その他利益剰余金	65,647
		別途積立金	50,000
		繰越利益剰余金	15,647
		自己株式	△1,759
		評価・換算差額等	35,093
		その他有価証券評価差額金	35,093
資産合計	232,694	純資産合計	128,448
		負債及び純資産合計	232,694

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営 業 収 益	3,489
営 業 費 用	3,452
営 業 利 益	36
営 業 外 収 益	1,729
受 取 配 当 金	10
そ の 他	1,739
営 業 外 費 用	7
支 払 利 息	96
固 定 資 産 廃 棄 損	7
そ の 他	110
経 常 利 益	1,664
特 別 利 益	3,129
関 係 会 社 株 式 交 換 益	3,129
税 引 前 当 期 純 利 益	4,793
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	431
法 人 税 等 調 整 額	△4
当 期 純 利 益	4,366

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計
					別途積立金	繰越利益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	2,917	25,819	0	25,820	729	49,000	13,288	63,017
事業年度中の変動額								
別途積立金の積立						1,000	△1,000	—
剰 余 金 の 配 当							△1,007	△1,007
当 期 純 利 益							4,366	4,366
自己株式の取得								
自己株式の処分			0	0				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	—	—	0	0	—	1,000	2,359	3,359
当 期 末 残 高	2,917	25,819	0	25,820	729	50,000	15,647	66,376

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	自己株式	株 主 資 本 合 計	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△1,758	89,996	26,097	26,097	116,093
事業年度中の変動額					
別途積立金の積立		—			—
剰 余 金 の 配 当		△1,007			△1,007
当 期 純 利 益		4,366			4,366
自己株式の取得	△0	△0			△0
自己株式の処分	0	0			0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）			8,995	8,995	8,995
事業年度中の変動額合計	△0	3,358	8,995	8,995	12,354
当 期 末 残 高	△1,759	93,355	35,093	35,093	128,448

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式・・・・・・・・・・移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの・・・・・・・・決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの・・・・・・・・移動平均法による原価法

2. 固定資産の償却方法

有形固定資産・・・・・・・・・・定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については定額法

無形固定資産・・・・・・・・・・定額法

3. 引当金の計上基準

賞与引当金・・・・・・・・・・従業員の賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を充たしておりますので、特例処理を採用しております。

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度から適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	11,064百万円
2. 保証債務	
関係会社の仕入債務等について次のとおり支払保証を行っております。	
株式会社アトコ	8百万円
トヨタ情報システム愛知株式会社	2百万円
合 計	11百万円
3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）	
短期金銭債権	132百万円
短期金銭債務	30,976百万円
4. 取締役及び監査役に対する金銭債務	2百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
営業収益	3,488百万円
営業費用	630百万円
営業取引以外の取引高	
資産購入高	41百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末日における自己株式の数	普通株式 1,585,593株
-------------------	-----------------

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	
吸収分割に伴う子会社株式	2,691百万円
減損損失	153百万円
賞与引当金	21百万円
資産除去債務	17百万円
投資有価証券評価損	138百万円
土地	125百万円
その他	78百万円
繰延税金資産小計	3,226百万円
評価性引当額	△438百万円
繰延税金資産合計	2,787百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△15,367百万円
その他	△16百万円
繰延税金負債合計	△15,383百万円
繰延税金負債の純額	△12,595百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内 容	議決権 等の所 有割合	関連当事者 との 関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
子会社	愛知トヨタ自動車株式会社	名古屋市昭和区	100	自動車販売業	直接 100.0%	経営管理 資金の貸借 役員兼任	CMS 利息の受取	19,417 58	短期貸付金	19,160
子会社	トヨタカローラ愛知株式会社	名古屋市昭和区	100	自動車販売業	直接 100.0%	経営管理 資金の貸借 役員兼任	CMS 利息の受取	24,114 71	短期貸付金	23,786
子会社	ネットトヨタ愛知株式会社	名古屋市昭和区	50	自動車販売業	直接 100.0%	経営管理 資金の貸借 役員兼任	CMS 利息の受取	12,813 37	短期貸付金	13,234
子会社	ネットトヨタ東海株式会社	名古屋市区	100	自動車販売業	直接 100.0%	経営管理 資金の貸借 役員兼任	CMS 利息の受取	12,260 36	短期貸付金	12,206
子会社	トヨタL &F中部株式会社	名古屋市昭和区	40	産業車 両販売業、物 流機器 販売業	直接 100.0%	経営管理 資金の貸借 役員兼任	CMS 利息の支払	5,845 9	短期借入金	6,684
子会社	株式会社 トヨタレンタリース愛知	名古屋市昭和区	50	自動車 賃貸業	直接 100.0%	経営管理 資金の貸借 役員兼任	CMS 利息の受取	22,202 65	短期貸付金	20,386
子会社	トヨタ情報システム愛知株式会社	名古屋市昭和区	60	情報シ ステム サービス	直接 100.0%	経営管理 資金の貸借 役員兼任	CMS 利息の支払	8,197 13	短期借入金	7,910
子会社	トヨタホーム愛知株式会社	名古屋市区	50	建築工 事業	直接 100.0%	経営管理 資金の貸借 役員兼任	CMS 利息の支払	6,754 11	短期借入金	7,149
子会社	株式会社 ATビジネス	名古屋市昭和区	100	グルー プ各社 の間接 業務の 受託	直接 100.0%	経営管理 資金の貸借 役員兼任	CMS 利息の支払	2,878 4	短期借入金	3,021

(注) CMS (キャッシュマネジメントシステム) とは、流動性資金の有効活用を図るグループ間の資金取引であります。

<取引条件及び取引条件の決定方針等>

子会社との資金取引の金利条件については、金利情勢に基づいて決定しております。なお、CMSによる取引金額は、期中平均残高(純額)を記載しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 3,824円54銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 130円02銭 |

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月19日

株式会社A Tグループ

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 家元清文 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤貴俊 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社A Tグループの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社A Tグループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月19日

株式会社A Tグループ

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 家元清文 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤貴俊 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社A Tグループの2020年4月1日から2021年3月31日までの第111期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第111期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当社グループ全体を総括的に監視することに重点を置き、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人から職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について適宜報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを確認するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、当社及び当社グループ全体の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 当社及びグループ各社の取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び当社及びグループ各社の取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月19日

株式会社A Tグループ 監査役会

常 勤 監 査 役	加 藤 善 郎	㊞
社 外 監 査 役	奥 村 哲 郎	㊞
社 外 監 査 役	小 川 薫	㊞
監 査 役	水 谷 久 満	㊞

以 上

第2号議案 取締役14名選任の件

現任取締役14名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役14名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
1	やま ぐち まさ し 山口 真史 (1971年2月23日生)	<p>1994年4月 トヨタ自動車株式会社 入社 2002年4月 当社 入社 2003年4月 当社 参与営業企画部長 2003年6月 当社 取締役 2006年6月 当社 常務取締役 2006年12月 愛知トヨタ自動車株式会社 取締役 2007年4月 同社 代表取締役社長 2007年4月 当社 取締役 2009年6月 当社 代表取締役専務 2011年6月 当社 代表取締役社長 (現在に至る) 2019年7月 愛知トヨタ自動車株式会社 代表 取締役会長 (現在に至る)</p> <p>(重要な兼職の状況) 愛知トヨタ自動車株式会社 代表取締役会長 株式会社A Tビジネス 代表取締役会長 株式会社アトリウム 代表取締役社長 名古屋友豊株式会社 代表取締役社長</p>	1,021,232株
2	やま もと たい じ 山本 大志 (1962年1月27日生)	<p>1984年4月 当社 入社 2004年10月 当社 営業企画部次長 2007年4月 当社 企画部次長 2010年6月 当社 取締役 2011年6月 当社 常務取締役 2015年6月 当社 代表取締役専務 2018年6月 当社 代表取締役副社長 2020年6月 当社 代表取締役副社長執行役員 (現在に至る)</p> <p>(重要な兼職の状況) 愛知クレジットサービス株式会社 代表取締役 社長</p>	14,900株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
3	ふくわよしお 福和良夫 (1958年6月14日生)	<p>1982年3月 当社 入社</p> <p>2007年10月 愛知トヨタ自動車株式会社 人事部次長</p> <p>2012年4月 同社 参与人事部長兼通信事業部長</p> <p>2012年6月 同社 取締役</p> <p>2013年4月 株式会社A Tビジネス 取締役</p> <p>2015年6月 同社 常務取締役</p> <p>2018年1月 当社 参与人事企画部長</p> <p>2018年6月 当社 常務取締役</p> <p>2020年6月 当社 代表取締役専務執行役員 (現在に至る)</p> <p>(当社における担当) PMO (Project Management Office)</p>	9,200株
4	もりたみつぐ 森田貢 (1957年10月30日生)	<p>1980年4月 株式会社東海銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行) 入行</p> <p>1997年11月 同行 豊明支店支店長</p> <p>2002年10月 株式会社UFJ銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行) 人事部(名古屋) 副部長</p> <p>2006年4月 株式会社三菱東京UFJ銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行) 中之島支社支社長</p> <p>2008年5月 同行 名古屋営業部部长</p> <p>2010年10月 有限責任あずさ監査法人 事業企画部長兼管理部部长</p> <p>2014年6月 愛知トヨタ自動車株式会社 常勤(社外)監査役</p> <p>2016年6月 同社 監査役 (現在に至る)</p> <p>2016年6月 当社 常勤(社外)監査役</p> <p>2020年6月 当社 取締役専務執行役員 (現在に至る)</p> <p>(当社における担当) 経理部・総務部</p>	11,800株
5	たけうちまさる 武内優 (1958年7月19日生)	<p>1982年4月 当社 入社</p> <p>2012年10月 当社 CSR推進部次長</p> <p>2015年6月 当社 取締役</p> <p>2020年6月 当社 取締役常務執行役員 (現在に至る)</p> <p>(当社における担当) 監査部・CSR推進部・秘書室</p>	4,900株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
6 ※	かみ の しげ ゆき 神野重行 (1947年5月23日生) 社外取締役候補者	1970年4月 名古屋鉄道株式会社 入社 2007年5月 三重産業株式会社 代表取締役 (現在に至る) 2008年6月 名古屋鉄道株式会社 代表取締役 副社長 2009年4月 株式会社名鉄百貨店 代表取締役 社長 2012年5月 中部百貨店協会 会長 2015年5月 スギホールディングス株式会社 社外取締役 (現在に至る) (重要な兼職の状況) 三重産業株式会社 代表取締役 スギホールディングス株式会社 社外取締役	一株
7	こ かど たもつ 古角保 (1950年11月8日生) 社外取締役候補者	1974年4月 株式会社東海銀行(現 株式会社三 菱UFJ銀行) 入行 2000年4月 同行 執行役員 2003年5月 株式会社UFJ銀行(現 株式会社 三菱UFJ銀行) 常務執行役員 2008年10月 株式会社三菱東京UFJ銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行) 専務執 行役員 2009年6月 同行 代表取締役副頭取 2012年6月 同行 常任顧問 2015年6月 当社 社外取締役 (現在に至る) 2015年6月 株式会社三菱東京UFJ銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行) 顧問 (現在に至る) 2020年6月 中部日本放送株式会社 社外監査 役 (現在に至る) (重要な兼職の状況) 株式会社三菱UFJ銀行 顧問 東邦瓦斯株式会社 社外監査役 オークマ株式会社 社外監査役 中部日本放送株式会社 社外監査役	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
8	いし い よし まさ 石井 克政 (1953年4月22日生) 社外取締役候補者	1976年4月 トヨタ自動車販売株式会社(現 トヨタ自動車株式会社) 入社 2005年6月 同社 常務役員 2009年6月 同社 専務取締役 2011年6月 同社 専務役員 2013年4月 トヨタファイナンシャルサービス株式会社 代表取締役社長 2013年6月 トヨタ自動車株式会社 取締役 2015年6月 トヨタ紡織株式会社 代表取締役社長 2018年4月 同社 取締役副会長 2018年6月 当社 社外取締役 (現在に至る) 2019年4月 トヨタ紡織株式会社 取締役 2019年6月 同社 シニアアドバイザー	一株
9	あか お よし ひこ 赤尾 嘉彦 (1956年6月19日生)	1981年3月 当社 入社 2002年1月 当社 第9営業部長 2004年4月 当社 第8営業部長 2006年6月 当社 取締役 2007年4月 愛知トヨタ自動車株式会社 取締役 2009年6月 同社 常務取締役 2014年6月 同社 専務取締役 2016年6月 同社 代表取締役専務 2019年7月 同社 代表取締役社長 (現在に至る) 2019年7月 当社 執行役員 2020年6月 当社 取締役 (現在に至る) (重要な兼職の状況) 愛知トヨタ自動車株式会社 代表取締役社長	5,800株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
10	てら まち かず のり 寺 町 一 憲 (1954年11月2日生)	1977年4月 トヨタ自動車販売株式会社(現 トヨタ自動車株式会社) 入社 1997年7月 トヨタカローラ南茨城株式会社 取締役 2003年1月 トヨタビスタ愛知株式会社(現 ネットトヨタ東海株式会社) 参与 2003年6月 同社 代表取締役専務 2005年6月 トヨタカローラ愛豊株式会社 代表取締役社長 (現在に至る) 2007年4月 当社 取締役 (現在に至る) (重要な兼職の状況) トヨタカローラ愛豊株式会社 代表取締役社長	57,500株
11	ひら みつ じゅん じ 平 光 順 二 (1955年6月29日生)	1979年4月 トヨタ自動車工業株式会社(現 トヨタ自動車株式会社) 入社 2008年6月 大阪トヨタ自動車株式会社 常務取締役 2009年6月 トヨタ自動車株式会社 トヨタ店営業本部地域統括部長 2011年1月 同社 流通企画部地域担当室長 2012年1月 トヨタアドミニスタ株式会社(現 トヨタモビリティ東京株式会社) 顧問 2012年6月 トヨタメトロジック株式会社 代表取締役社長 2012年6月 トヨタアドミニスタ株式会社(現 トヨタモビリティ東京株式会社) 常務取締役 2014年4月 ネットトヨタ愛知株式会社 参与 2014年6月 同社 代表取締役社長 (現在に至る) 2014年6月 当社 取締役 (現在に至る) (重要な兼職の状況) ネットトヨタ愛知株式会社 代表取締役社長	15,900株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
12	おおもり おさむ 大森 治 (1957年5月8日生)	1980年4月 トヨタビスタ愛知株式会社(現 ネットトヨタ東海株式会社) 入社 2003年10月 同社 車両部長 2005年6月 同社 取締役 2008年6月 同社 常務取締役 2010年6月 同社 専務取締役 2012年6月 同社 代表取締役専務 2013年6月 同社 代表取締役社長 (現在に至る) 2013年6月 当社 取締役 (現在に至る) (重要な兼職の状況) ネットトヨタ東海株式会社 代表取締役社長	10,950株
13 ※	ながや たけし 長谷 武 (1956年8月13日生)	1975年3月 中部トヨタリフト株式会社(現 トヨタL&F中部株式会社) 入社 2006年4月 同社 サービス部長 2010年6月 同社 取締役 2012年6月 同社 常務取締役 2018年6月 同社 専務取締役 2019年6月 同社 代表取締役専務 2020年6月 同社 代表取締役専務執行役員 (現在に至る) (重要な兼職の状況) トヨタL&F中部株式会社 代表取締役専務執行役員	2,600株
14	なかむら えいじ 中村 栄治 (1956年3月3日生)	1979年3月 当社 入社 2003年4月 当社 参与総合企画部長 2003年6月 当社 取締役 2007年4月 愛知トヨタ自動車株式会社 取締役 2007年10月 株式会社A Tビジネス 常務取締役 2013年6月 同社 代表取締役専務 2014年6月 同社 代表取締役社長 (現在に至る) 2014年6月 当社 取締役 (現在に至る) (重要な兼職の状況) 株式会社A Tビジネス 代表取締役社長	12,300株

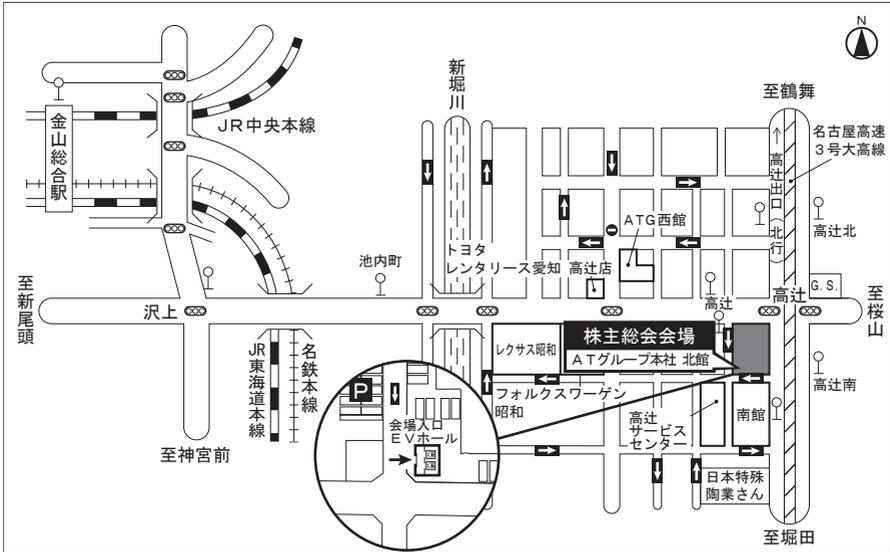
- (注) 1. ※印は新任の取締役候補者であります。
2. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

3. 神野重行、古角 保および石井克政の3氏は社外取締役候補者であります。なお、3氏を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 社外取締役候補者の選任理由および期待される役割の概要
神野重行氏は流通業界における企業の経営や業界団体役員等に携わられ、幅広い経験と高い識見を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を、古角 保氏は、金融機関における長年の経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を、石井克政氏はグローバルな企業の経営に携わられ、幅広い経験と高い識見を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を、当社の経営にいかしていただき、業務執行者から独立した客観的な立場で会社経営の監督を実施していただくことが期待されるため、それぞれ社外取締役として選任をお願いするものであります。
5. 当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、古角 保氏は6年、石井克政氏は3年となります。
6. 当社は神野重行氏が社外取締役に選任された場合、同氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。
7. 当社は古角 保および石井克政の両氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。また、両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。
8. 当社は当社およびすべての子会社の役員等の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用が填補されることとなります。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以 上

株式会社 A T グループ 株主総会会場 ご案内図

名古屋市昭和区高辻町 6 番 8 号
電話 (052) 883-3155 (代表)



(注) 会場への入口は建物西側のエレベーターホールのみとなっております。
(1階愛知トヨタ高辻ショールームから3階会場へは入場できません。)

【交通機関 (市バス) のご案内】

のりば	系統	下車
金山総合駅 7 番	11号系統「池下」行き 12号系統「妙見町」「金山」行き 16号系統「瑞穂運動場東」行き	「高辻」 徒歩 2 分
金山総合駅 8 番	14号系統「瑞穂運動場東 (桜山 経由または豆田町経由)」行き	
栄17番・18番	基幹 1号系統「鳴尾車庫」「星崎」 「笠寺駅」行き	「高辻南」 徒歩 2 分
鶴舞公園 3 番		
桜山 3 番	11号系統、12号系統、14号系統、 16号系統「金山」行き	「高辻」 徒歩 1 分